

第 1 回公社造林あり方検討会概要

■開催日時

平成 30 年(2018 年)11 月 15 日(木) 10 時 00 分～11 時 45 分

■開催場所

滋賀県庁本館 4－A 会議室

■出席委員

石川知明委員、川元麻衣委員、栗山浩一委員、高橋市衛委員、檜崎達也委員、
根縫徹也委員、山下直子委員、(全 7 委員、出席 7 委員)

■議題

1 あいさつ(琵琶湖環境部長)

2 公社造林あり方検討会設置の背景・進め方について

3 委員・事務局の紹介

4 会長の互選、副会長の指名について

○会長の互選

検討会設置要綱第 3 条第 3 項の規定に基づき、委員の互選により、京都大学農学研究
科教授の栗山委員に決定

○副会長の指名

検討会設置要綱第 3 条第 5 項の規定に基づき、会長の指名により、三重大学生物資源
学研究科教授の石川委員に決定

5 会議の公開について

○会議の公開について、「公社造林あり方検討会会議公開取扱方針案」および「公社造林

あり方検討会傍聴要領案」に基づき一括説明後、委員より意見なく承認。

6 公社造林の現状と課題について

○「公社造林の現状と課題」について、事務局から資料に基づき説明。

○会長：今回は第1回目ということで、公社造林の現状と課題について御説明いただきました。この後は委員の皆様からご意見をいただき、次回以降の議論に反映させたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは委員の皆様、御意見・御質問等はいかがでしょうか。

○委員：分収割合の変更について難しい交渉先があるとのことですが、例えば、難しい相手先から公社が土地を買って、分収金を100%受け取るというモデルにする方がよいのか、という点が疑問です。土地の価格と100%受け取る分収金の金額の比較になると思いますが。

○事務局：分収林制度の根幹に関わる議論でございまして、基本的には土地を無償で借りて、そこに植栽から伐採までの経費を投下するというスキームに従って事業をしております。ですので、土地を買収して全てを受け取るという発想はないという前提で動いてまいりました。法体系の中で分収造林を展開していますので、将来的にそういうことがありえるかについては不透明であると思います。

○委員：将来的にとおっしゃられたことは、そのとおりだと思います。不採算林のところで、不採算と判断されて所有者の方に返されるということですが、個人の所有者は年をとられて代も替わっていく中で、森林に対する興味もなく労働力も確保できない中で、植栽等の手入れを個人の方がするのは難しいと思います。公社で管理を一元化できるスキームがあれば、将来的に滋賀県の水源涵養機能等を高められると考えて申し上げました。

○事務局：一方で、土地そのものの管理にかかるコストが生じますので、永続して土地管理をするコストも併せて考えることになると思います。

○会長：林業公社が土地を取得するのは基本的に困難であります。一方、所有者が自分で管理できない森林に関しては、市町村に対して管理を委託して、そちらの方で管理をしてもらうという方向性で進められております。これが先ほど説明のあった森林経営管理法の枠組みです。公社が土地を全部買い取るのは現実的に難しく、それよりは行政がき

ちゃんと森林を管理していく。あくまでも委託を受けて管理をするという方法が出されているのだと思います。

○委員：4点ほど事実確認をお願いします。造林公社との契約者は個人で89%とありますが何人ですか。全体の数が少ないと個人の数も少ないのですが、これが1万人くらいいると大変ですね、という話になりますので。次に、個人一人が所有されている面積の平均はいくらぐらいですか。大体で結構です。

○造林公社：個人の契約数は、2,614件です。全体としては3,144件となっています。個人で重複する部分があるため、資料と比較して下がってしまうが、案件件数はそういう形となります。面積は、個人が9,544haとなっています。

○委員：所有者と契約をしていますか、境界は全て明確になっているのですか。県によってはできていない公社もありますので。

○事務局：事業地の周りは全てできています。

○委員：個人の所有ごとにはできていないところがあるのですね。

○事務局：もともと共有林と契約をした場合においては、個人ごとの境界はあったと言われますが、実際は共有林として生産森林組合等と契約をしていますので、その中の個人ごとの区分については対応できていない状況です。

○委員：個人所有の部分については、境界も分かって管理されているということですね。採算性判定に基づく森林区分に考え方が示されていますが、この考え方について、実際に森林区分はそれぞれ何割か教えてください。議論の対象とするときにどの区分の森林で議論をするのが大事ですので。基本的には採算性ありのところだと思いますが、採算性なしのところは難しいというのは容易に想像がつかますので。

○事務局：継続地の面積が約10,400ha、契約解除が9,000ha弱となっています。継続地の中には、採算林として木材生産をしていくところ、非採算林、被災林があります。採算林においては、木材生産をするにあたって4回で抜き伐りをするとしておりますが、伐採方法等について御議論いただきたいと思います。非採算林等については環境に配慮した山としてどうしていけばよいか、という点についても御意見をいただきたいと思います。

○委員：伐採方法については、抜き伐りをしていって、最終的には、今は人工林であるが徐々に天然林に移行させていくというのが基本的な考えですね。人工植栽を基本的にしないということですね。

○事務局：そうです。

○委員：それは全国的には珍しい方針なので。天然更新をよしとしない方針の県もいくつかありますが、私としてはどちらでもよいと思っています。平成 29 年度の森林組合等素材生産量について、滋賀県造林公社が 6 千㎡程年間素材生産をされているのですが、森林組合等に外注により実施しているのですか。

○事務局：そうです。

○会長：天然更新が本当にうまくいくのかということに関しては、まだ技術的に分かりませんので、造林公社の方で試行錯誤していくのかと考えられます。この検討会の中でも天然更新がこういう形で大丈夫か、という点に関しては改めて検討していく必要があると思っております。

○委員：4 回に分けて結局全部伐ることになるのですか。非皆伐と聞きましたが、それは 1 回で皆伐をするのではなくて分けて伐る。そして最終的には全て伐るということですか。

○事務局：最初に 35%、2 回目に残った部分の 35%、3 回目に残った部分の半分、4 回目は全部伐るという形を考えています。ただこれにつきましては、今後のあり方という部分では実際にそれがよいのかということがありますので、公社の今後を担う大事な話だと考えております。

○委員：不採算林の契約解除を進めておられると思います。難しいところですが、解約の話をする際に森林組合が同席を求められることもあります。その後返還されたところをどうするのかという時に、環境林整備事業という取組が一つの方法としてありまして、我々も一緒にそれを進めることがあります、実際に環境林をやる中で公社の返地の方でやらしていただいているのですが、不採算のところは木が育っていない、木がないところが多いです。環境林整備事業は間伐をしますので、木のないところでは仕事ができない。やるためには木のないところを除外する測量、我々としましては大きい事業地を小さく削って事業費を減らすために手間をかける大変なことがあります。除外された部分については環境林整備事業を実施できないのでほったらかしです。環境林にもできない、ふさわしくないようなところも手を付けませんので、契約解除した後のフォローの方法がないのか、そのままでよいのかももう少し考えた方がよいと思いますがどうでしょうか。

○事務局：環境林整備事業は、琵琶湖森林づくり県民税を導入した平成 18 年度以降始めた事業です。これは奥地の人工林で、放置されて多様性がなくなっている状況に対応する

ために導入しました。造林公社で契約を解除した土地はほぼ奥地ですので、そうした人工林の放置対策のための事業です。不採算林と言われる森林の状況をみると、生長が悪くて勝手に針広混交林化している山もありますし、立木の生長がよくない山もありますし、もっと間伐をしないと多様な状態にならない山もありますので、委員のおっしゃったように不採算林の中にもいくつかの状態があります。環境林整備を継続して実施するうえでは、全然成林をしていないところは、今後どういう森林整備をすべきかということ、を次のステップとして、公社の不採算林だけでなく全般的に考えていかなければいけないと思っております。ターゲットとしては、さらに間伐をしなければいけない不採算林について、強度間伐をして針広混交林化を図るという事業としてやってきたという状況です。一方で、ニホンジカの食害によって光環境が整っても次の植生が回復してこないという状況がありますので、そこについての対策を今後どうしていくかも課題になっていると考えております。

○会長：不採算林に対する契約解除については、特定調停において基本的にその方向が決まっておりますので、公社としてはこの方向を示さざるを得ないのですけれども、問題は、契約解除になった後に、所有者はいきなり森林を返されても自分で管理できない状況にあることだと思います。無責任に単に所有者に返すとなってしまうと、当然所有者も困ってしまい契約解除に合意できなくなってしまうと思います。そういったことも考えると、今後不採算林の解約を進めていくうえでは、契約解除をした後にいかに行政としてどうケアしていくのか、ということが求められていると思うんですね。不採算林といえども環境上は極めて重要な場所が多いので、そうしたところに対して行政としてどのように森林管理をしていくのか。所有者に任せるのではなくどうケアをしていくのか。こういったことを今後の会議の中で検討していく必要があるのだと思います。

○委員：2点ございます。伐採について考えがありまして、天然更新という言葉を使うと、更新した後の林型をお考えだと思うのですが、この方法では雑木林になってしまう危惧があると思います。返した後の林型をどう考えておられるかをきちんと示しておくべきかと思えます。そのあたりは今までにいろいろな研究や報告が出ていると思いますので、試験研究機関と連携をして考えた方がよいのではという意見が一つ。もう一つは、搬出量が将来増えていくとコメントされてますけれども、量的には増えていくのですが、日本全国から量が増えると値崩れ等いろいろなことが起きる可能性があつてですね、公社がこれだけの面積を持っていて大量の供給力を持っているのであれば、流通に対して例

えば出荷時期をずらすとか、品質面でうまく売れる時期を調整するよう、IT等で情報管理を行い、戦略的に販売していく予定やお考えはあるのでしょうか。

○事務局：いつ伐採していつ出すかは非常に大きな話だと思っております。今までの公社の計画といたしまして、大体いつも7月頃に発注をして、夏過ぎから伐りだして10月ぐらいに出すというのをパターンとしておりました。それをしますと今言われましたように、特にB材に関しては、4～6月はなかなか木がないという話もございます。その時は値段が上がるのですが、秋になると皆さん伐っておられるので、反対に値段が下がることになります。そこを考慮して今年から年に2回発注しています。最初は3月に発注して4月から伐採を始め、秋までには終わる。次は秋から伐りだすことで、年に2回出す時期を設定しています。特にB材に関しましては量が大きな問題でしたので、それを担保するためには早い時期に伐りだし、ある程度供給量を均一化するような取組はしています。今言われたように森林組合は仕事が秋口に多いのが現状でありますので、公社としては早い時期に仕事を出すことで、県下全域で安定性をとることを考えています。

○委員：伐採に関しては、近畿圏の山で作業をしているとシカの食害等により天然更新は厳しいというのが共通の認識だと思います。先ほども天然更新を目指しているという話でしたが、平成27年から伐採を始めて、最初に伐採したところでどれくらい下草が入っているか等の状況を確認しながら計画を立てるとよいということと、先ほど石川先生がおっしゃられたように将来勝手に放っておけば林になるということではなく、どういう林に仕立てていくかということもあるので、植栽を含めた計画も選択肢として必要と考えています。択伐・抜き伐りですと、搬出の時に他の木を痛める等の問題もあるので、計画どおりに4回に分けて伐採をすることでA材・B材が生産できるのかという質の面も評価をする必要があると思います。不採算林の話を自分に置き換えると、預けた林がお金にならないから返すと言われたらショックですので、合意していない方がいらっしゃる気持ちも分かります。経済ベースに乗らないから返す、というだけでなく、ある程度環境林としての機能を発揮できるよう道筋をつけたうえでお返しする形をとっていただきたいと思います。難しい話と思いますが、先ほどの環境林整備事業に結び付けたりしないと、なかなか受け入れられないと思いますので、是非お願いいたします。3点目に、公社の材はB材が多く、B材の行き先は県外とありましたが、県内での流通量や素材生産量を増やして、地域の創生を図っていくという点では、B材を使えるところを県内で増やすような環境を整備することを視野に入れながらやっていけばよいのではと

思います。

○事務局：更新の状況ですけれども、公社の方で伐採後の更新状況を見ていますが、1回目に35%の伐採をした状況では、まだ光の環境が足りないので、広葉樹や針葉樹の実生はそれほど多く発生しておりません。過去の事例で伐採後の状況がどうかを併せて調査をしているので、次回以降報告をさせていただきたいと思います。

○事務局：今の点について付け加えさせていただきます。伐採跡地において毎年定点で調査をしております、写真を撮っています。そういうところを見ても、陽の入るところであれば樹木が入りつつあるのが現状です。過去10年前に伐採したところを見ると、伐ったのが分からないくらい生えているところもあります。それには土壌とか水分量とかいろいろな問題があるので、ここができればすべてができるとは考えにくい部分はありますけれども、そこは次回以降資料をお出しして現状を見ていただきたいと思います。4回伐る中でA材からC材の割合がどうかというお話がありましたが、これは採算ベースでありますので、採算が取れば4回伐ることになります。中には2回、3回しか伐れないところがある可能性はあります。まだ1回目ですので、本数がありますし、10年後に木を伐る時にどれだけ生長量があるかというとなかなか難しく、隣の木がなくなったから急に生長するかというとはそうではなくて、生長量上がるようになるのは5～6年かかると思いますので、次の10年で伐るのは難しい場所があると考えています。そういう中で全てA材が取れるかという難しいので、伐採間隔を調整しながらよりよい方法に変えていきたいと思います。公社においても採算性を重視していますので、採算が合わないところは伐らないとしており、時期が来たから必ず伐るということではなく調整をしたいと考えております。B材を他県にしか出していないということですが、1回目の伐採ということで全てA材とはいかないのでB材が多いというのが現状でございます。県内の工場にB材を供給する方法ということでしたが、B材は量が重要という一方で県内には中小の製材工場しかございませんので、なかなか今そういう状況にはないのかと。今後検討したいと思います。

7 閉会

○会長：定刻となりましたので、皆様意見があると思いますが、是非次回以降改めてこの点について議論したいと思いますので、その際に委員の皆様よりご意見をいただきたいと思います。本日は公社造林の現状と課題について御自由にご発言いただきありがとうございます。

ございました。次回は今回の意見を踏まえ、視察をすることとなっていますので、公社林における木材生産等についてより詳細な説明をいただいたうえで御意見をいただきたいと思います。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

○事務局：栗山会長、ありがとうございました。次回の検討会についてですが、日にちは12月25日（火）、現地視察を行った後、現場近くの事務所において会議の開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

〔11時45分 閉会〕